（令第二条第五号の主務省令で定める方法）

第一条　沖縄振興特別措置法施行令（以下「令」という。）第二条第五号の主務省令で定める方法は、写真、指紋又は手の静脈の画像情報その他の個人を識別することができる情報によって、特定の個人を識別する方法をいう。

第二条第二号中「常時使用する従業員の数」の下に「、令第十一条第二項第三号に規定する事業所において行う業務の内容、当該事業所において業務に従事する従業員の数」を加える。

第三条第二号中「専ら当該地区の区域内において」を「当該区域内においては、専ら」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三　令第二条第四号及び第五号に定める事業においては、顧客の情報の保管に対して講じられている施設又は設備の構成を明らかにする書類

第五条を次のように改める。

（本店又は主たる事務所の所在地に変更があったとき等の届出）

第五条　令第十二条第三項の規定による届出をしようとする法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

一　当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に変更があった場合　次に掲げる事項

イ　変更前及び変更後の本店又は主たる事務所の所在地

ロ　本店又は主たる事務所の所在地に変更があった年月日及び理由

二　当該法人の常時使用する従業員の数が十人に満たなくなった場合　当該法人の常時使用する従業員の数が十人に満たなくなった年月日及び理由

三　令第十一条第二項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなった場合　当該要件に該当しなくなった年月日及び理由

附　則

この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○内閣府財務省令第三号

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十二号）の施行に伴い、並びに銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第三十八条第三項第二号及び第三号並びに第三十八条の二第三項第二号及び第三号の規定に基づき、銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳

銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令

銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年内閣府財務省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に、同条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「平成三十七年三月三十一日」に改める。

附　則

この命令は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○内閣府厚生労働省令第六号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　小宮山洋子

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部を改正する命令

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令（平成二十一年内閣府厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「（金庫が申込みを拒否した場合又は申込みをした者が当該申込みを取り下げた場合にあっては、その主な理由を含む。）」を削る。

別紙様式第一号第5及び第6（記載上の注意を除く。）を次のように改める。

第5　法第4条に基づく措置の実施状況（別表1及び別表2）

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

［債務者が中小企業者である場合］

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末	平成24年12月末	平成25年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額														
うち、実行に係る貸付債権の額														
うち、謝絶に係る貸付債権の額														
うち、審査中の貸付債権の額														
うち、取下げに係る貸付債権の額														